

第5次

北区男女共同参画行動計画 アゼリアプラン

平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)

概要版

平成27年(2015年)3月

北 区

策定の趣旨と理念

この計画は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざして、北区男女共同参画条例に規定する男女共同参画の推進に関する7つの基本理念に基づき、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定します。

基本理念（北区男女共同参画条例第3条から要約）

- ① すべての区民は人権が尊重され、性別による差別を受けず、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- ② 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度・慣行が改善され、すべての区民が多様な生き方を選択できる社会づくりが推進されること。
- ③ すべての区民が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における政策・方針の立案・決定に参画できる機会が確保されること。
- ④ あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を踏まえた教育が推進されること。
- ⑤ すべての区民が相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と社会的活動との均衡と調和のとれた生活を営むことができること。
- ⑥ すべての区民が互いの性を理解し、意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が保障されること。
- ⑦ 地域における国際化の進展に配慮し、国際理解の下に男女共同参画が推進されること。

計画の期間

平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5か年計画とします。

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|
| 第5次アゼリアプラン | | | | |

計画の性格

- (1) この計画は、北区男女共同参画行動計画「第4次アゼリアプラン(平成22年度～26年度)」に続く、第5次の行動計画です。
- (2) この計画は、北区男女共同参画条例第10条に定める行動計画です。
- (3) この計画は、北区男女共同参画審議会の提言を尊重し策定したものです。
- (4) この計画は、男女共同参画社会基本法に規定する市町村男女共同参画計画として位置づけます。
- (5) この計画の目標1中、課題1「配偶者暴力の防止と被害者支援」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本計画」として位置づけます。

計画の基本目標

- | | |
|------------|--|
| 目標1 | 人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会 男女がともに個性と人格を尊重し、互いの性を理解しあい、生涯にわたり心も体も健康に過ごせる地域社会をめざします。 |
| 目標2 | 仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会 男女がともにライフステージに応じて働き方を選択して、仕事と家庭や地域生活をバランスよく両立できる地域社会をめざします。 |
| 目標3 | 男女があらゆる分野で学び参画する地域社会 男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野で学び参画し、男女共同参画に主体的に取り組む地域社会をめざします。 |

計画の体系図

目標 1

人権を尊重し健康
な生活を実現する
地域社会

課題 1 配偶者暴力の防止と被害者支援

※「北区配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための基本条例」に基づき、本計画として位置づけます。

課題 2 男女の人権侵害防止への取組

課題 3 生涯を通じた心と体の健康支援

目標 2

仕事と家庭・地域
生活を両立できる
地域社会

課題 1 仕事と家庭生活の両立

課題 2 子育てや介護を安心して行うための環境

課題 3 働く場における男女共同参画の推進

目標 3

男女があらゆる分
野で学び参画する
地域社会

課題 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成

課題 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

課題 3 日常生活における男女共同参画の推進

計画を推進する
ためのしくみ

課題 1 区の推進体制の充実

課題 2 区民、関係機関等との連携

施策の方向

本計画」

- 1 配偶者暴力の未然防止
- 2 配偶者暴力の早期発見の推進
- 3 相談体制の充実
- 4 被害者支援の充実

- 1 虐待防止への取組
- 2 人権意識の向上

- 1 妊娠・出産期に関わる支援
- 2 健康づくりへの支援
- 3 互いの性を尊重した健康づくりの推進

- 1 企業等への働きかけと支援
- 2 男女がともに担う家庭生活
- 3 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進

整備

- 1 子育て支援の充実
- 2 多様な保育サービスの提供
- 3 介護をサポートするしくみづくり

- 1 女性の就労・起業支援
- 2 女性の活躍促進の働きかけ
- 3 セクハラ・パワハラ等の防止

成

- 1 学校等における男女共同参画意識の形成
- 2 家庭における男女共同参画意識の形成
- 3 地域における男女共同参画意識の形成

推進

- 1 政策・方針決定の場への参画促進
- 2 管理・監督者への登用と職域の拡大

- 1 男女がともに自立し生活するための支援
- 2 多様な区民の相互理解促進とネットワークの拡大

- 1 職員の意識啓発
- 2 計画の進捗管理
- 3 拠点施設の機能強化

- 1 区民、関係機関等との連携

課題ごとの数値目標

目標 1

人権を尊重し健康な生活を実現する地域社会

| 課題 | 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------|--|--------------------------------|------------------------------|
| 1 配偶者暴力の防止と被害者支援 | 過去2年間に配偶者等から暴力を受けた人のうち、警察・北区男女共同参画センターなど公共機関に相談した人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 11.3% | 平成30年度 40% |
| 2 男女の人権侵害防止への取組 | メディアにおける性・暴力表現について、問題があると思っている人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 64.1% | 平成30年度 50% |
| 3 生涯を通じた心と体の健康支援 | 過去1年間に健康診断を受けた人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 男性 85.3% 女性 79.1% | 平成30年度 男女とも 100% に近づける |

目標 2

仕事と家庭・地域生活を両立できる地域社会

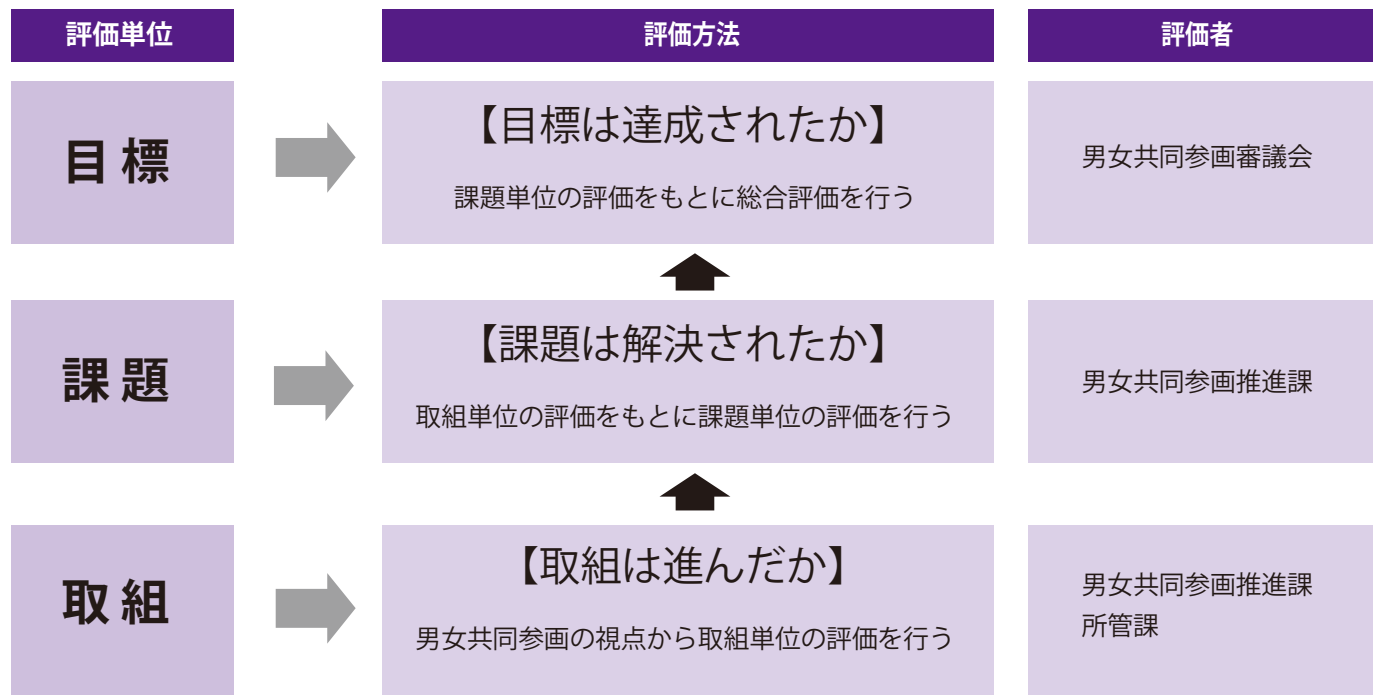
| 課題 | 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|--|-------------------------|-------------------------|
| 1 仕事と家庭生活の両立 | 「とうきょう次世代サポート企業」に登録している北区の事業所数 | 平成26年度 12社 | 平成31年度 40社 |
| 2 子育てや介護を安心して行うための環境整備 | 保育サービス（保育所、認証保育所、保育室、家庭福祉員）の定員数（北区子ども・子育て支援計画2015） | 平成26年 4月1日 6,422人 | 平成31年 4月1日 7,550人 |
| 3 働く場における男女共同参画の推進 | 子育て支援制度の利用促進に取り組んでいる企業（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 69.4% | 平成30年度 80% |

目標 3

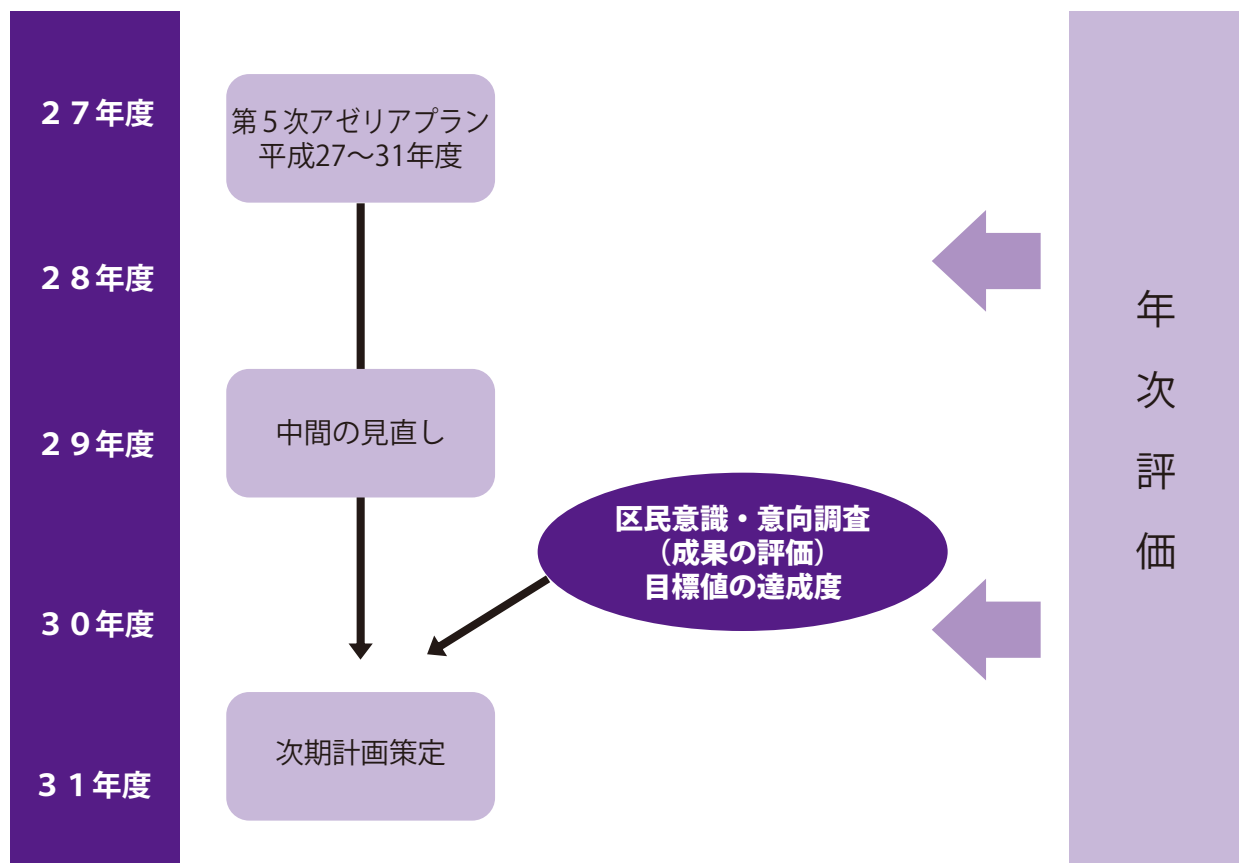
男女があらゆる分野で学び参画する地域社会

| 課題 | 指標 | 現状値 | 目標値 |
|------------------------|--|--|------------------------------------|
| 1 育ちの場における男女共同参画意識の形成 | 「男は仕事、女は家庭」と思わない人の割合（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 42.7% | 平成30年度 60% |
| 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進 | 審議会等の女性委員の割合 | 平成26年度 28.1% | 平成31年度 40% |
| 3 日常生活における男女共同参画の推進 | 北区男女共同参画条例、北区男女共同参画センターの認知度（北区男女共同参画に関する意識・意向調査） | 平成25年度 条例 17.0% センター 20.4% | 平成30年度 条例 50% センター 50% |

計画の評価体系



計画の見直し



北区男女共同参画センター 「スペースゆう」

北区男女共同参画センター「スペースゆう」は、男女共同参画に関する活動への支援、相談、情報提供など、男女共同参画施策を推進するための拠点施設です。

○所在地 北区王子1-11-1 北とぴあ5階 ☎03-3913-0161

○開館時間 9:00～21:00（日曜日9:00～17:00）

○休館日 毎週月曜日、祝日（月曜日が祝日の場合はその翌日も休館）、年末年始（12/28～1/4）

◇講座・講演会

「男女共同参画週間事業」や「北区さんかく大学」などの事業をはじめ、女性の再就職講座やDV防止啓発講座、映画上映会など、区民のニーズに応じた各種講座を開催しています。

詳細は、北区ニュースや北区ホームページでお知らせしています。

◇相談事業

「こころと生き方・DV相談」及び「法律相談」を行っています。女性の専門相談員が相談に応じます。悩み事やお困りのことがありましたら、一人で悩まずに、まずはセンターにお電話ください。（事前予約制・無料）

◇施設の利用

男女共同参画推進のための区民の相互交流や活動の場として、研修会や講演会などに利用できる多目的室や、少人数の打ち合わせなどに利用できる活動コーナーなどがあります。詳細はお問い合わせください。

◇情報コーナー

男女共同参画に関する図書、行政資料、雑誌などを取り揃え、閲覧と貸出しを行っています。



北区王子1-11-1 北とぴあ5階
※北とぴあ6階の
スターロードからお入りください。

JR京浜東北線
王子駅下車北口より徒歩2分

東京メトロ南北線
王子駅下車5番出口直結

都電荒川線
王子駅前より徒歩5分

北区男女共同参画行動計画（第5次アゼリアプラン）概要版

平成27年（2015年）3月

発行 東京都北区子ども家庭部男女共同参画推進課
東京都北区王子1-11-1 北とぴあ5階
TEL 03 (3913) 0161 FAX 03 (3913) 0081

刊行物登録番号
26-1-155

